## 平成23年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招	集	年	年月		日	平成2	平成24年2月24日(金)		月	開催場所		役場第2会議		議室	
招	集		日		時	開	会	平成	24 <sup>£</sup>	下2月	24日	午	·後2	時30:	分
						閉	会	平成	24 🕏	F2月	24日	午	後5	時10:	分
						1	大	城	豊	喜	7	田	港	朝	茂
						2	米	須	清	和	8	玉	城	<b>.</b>	卓
出	盾	デフ	委	:	員	3	神	谷		正	9	金	城	; 4	輝
						4	金	城	_	智	10	真	栄	田	昇
						(5)	糸	沙門	朝	秀	1	與	那	嶺	滿
						6	山	城		カ					
欠	席	杰	旨	番	号										
	\[ \]\	女	ス 	HI	,										
議	事欽	录署	肾名	委	員	6	山	城		力	1	與	那	嶺	滿

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会 )	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成23年度第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 出席委員は11名全員出席しており、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認め、書記には安里さゆりさん、議事録署名委員には、⑥番山城力(やましろっとむ)委員、①番與那嶺滿(よなみねみつる)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	(日程第2)会期の決定について、本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定しました。
議 長 (日程第3)	(日程第3)諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告)
議 長 (日程第4)	議案の宣告をいたします。 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第59号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第61号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第62号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について
	以上です。 本日、提案された議案第58号から第62号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが19件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査 のため、暫時休憩いたします。

	休憩(現地調査) 午後3時 再開 午後4時
議長	休憩前に引き続き、再開します。
	それでは、ただいまより議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、私の方から議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)
	2~5ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可相当と思われます。 以上です。
議長	ただ今、議案第58号についての説明が終わりましたが、ご質問·ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第58号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請 について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いた します。
	つづきまして、議案第59号「農地転用事業計画 変更承認申請ついて」事務局より説明をお願いしま す。
事務局	それでは、私の方から議案第59号「農地転用事 業計画変更承認申請について」説明します。

	お手元の資料6ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、変更承認申請の内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、議案第59号について説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問·ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第59号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第59号「農地転用事業計画変更承認申請に ついて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたし ます。
	続きまして、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私の方から議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 お手元の資料7ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)
	議案第60号番号1番の土地については、農家住宅を建設予定で、周辺は生産性の低い2種農地と判断しました。2番の申請地は一般住宅を建設予定で、1番同様2種農地と判断しました。 以上です。

16		
議	長	ただ今、議案第60号について説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問·ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第60号について異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請 について」は異議なしと認め、原案通り可決定いたし ます。
		続きまして、議案第61号「農用地利用集積計画の 意見決定について」を議題とします。事務局の説明を お願いします。
事	務 局	それでは、私の方から議案第61号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料8ページをお開き下さい。 (議案書の説明の読み上げ) 尚、今回申請件数が多数あり、資料確認の為、暫時休憩願います。
議	長	それでは、資料確認の為暫時休憩します。
·		休憩 午後4時30分 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画 の内容を説明) 再開 午後4時45分

\*

議		長	休憩前に引き続き再開します。 事務局より説明願います。
事	務	局	先ほど説明しました計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。 以上です。
議		長	ただ今、議案第61号について説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問·ご意見はございませんか。
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第61号について異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	議案第61号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
			続きまして、議案第62号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、私の方から議案第62号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」説明します。 お手元の資料20ページをお開き下さい。
			(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)

	今回の申請地は、登記地目は宅地ですが、畑として利用されており、農振区域内に入っているため、除外申請し、パーラーと駐車場として利用する予定です。 以上です。
1	ただ今、議案第62号についての説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第62号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	議案第62号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」は、異議なしと認め、 原案通り可決決定いたします。 これにて本日の日程はすべて終了しましたので、 平成23年度第11回総会を閉会致します。
	閉会時刻 午後5時10分
	会長代理 米須清和 印
	議事録署名委員
	印印